

令和 7 年 度

第 3 回江別市国民健康保険運営協議会

日 時 令和 8 年 1 月 2 1 日 (水)
午後 6 時 3 0 分～
場 所 市民会館 3 7 号室

《 会 議 次 第 》

1 開 会

2 報 告 事 項

(1) 令和 8 年度国民健康保険事業費納付金確定額について

(2) 令和 8 年度江別市国民健康保険特別会計予算 (案) について

(3) 令和 8 年度税制改正大綱等に係る国民健康保険税の課税限度額について

3 協 議 事 項

(1) 江別市国民健康保険税の課税限度額について

(2) 江別市国民健康保険税の税額について

4 そ の 他

5 閉 会

報告事項（1）令和8年度国民健康保険事業費納付金確定額について

1 令和8年度事業費納付金確定額

28億6630万8千円

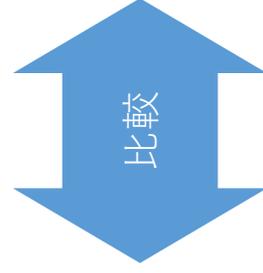
（概算額28億6277万6千円）

〈概算額からの変動要因〉 北海道全体の納付金

区分	要因	金額
歳出	令和8年度診療報酬改定による保険給付費の増	約53億円
歳入	国・道支出金の増	(約15億円)
	基金繰入等	(約38億円)
	計	約53億円

2 保険税収納必要額と収納見込額との比較（一般被保険者分、単位：千円）

事業費納付金 確定額 ①	個別歳入 個別歳出 ②	保険税収納 必要額 ③=①-②
2,866,308	618,992	2,247,316



賦課総額 ④	収納率 ⑤	収納見込額 ⑥=④×⑤
2,474,318	96.20%	2,384,898

※ ④は、医療分、後期高齢分、介護分は、現行税額で推計
子ども分は標準保険料率で推計



収納超過 見込額 ⑦=⑥-③	137,582
----------------------	---------

■ 報告事項（２） 令和８年度江別市国民健康保険特別会計予算（案）について

単位：千円

行 番 号	歳 入	令和7年度			令和8年度 予算額（案） C	予算 増減 C-A	令和7年度決算 見込みとの差額 C-B
		予算額（当初） A	予算額 （補正後）	決算見込額 B			
1	国民健康保険税	1,922,791	1,922,791	1,990,337	1,757,677	△ 165,114	△ 232,660
2	現年課税分	1,871,995	1,871,995	1,943,045	1,708,094	△ 163,901	△ 234,951
3	滞納繰越分	50,796	50,796	47,292	49,583	△ 1,213	2,291
4	国庫支出金	20	20	11,203	10	△ 10	△ 11,193
5	道支出金	9,125,055	9,125,055	8,766,437	8,815,130	△ 309,925	48,693
6	一般会計繰入金	1,159,857	1,159,857	1,099,544	1,129,619	△ 30,238	30,075
7	基金繰入金	18,000	18,000	18,000	41,000	23,000	23,000
8	繰越金	1	62,671	62,671	1	0	△ 62,670
9	その他の収入	30,276	30,276	34,798	20,649	△ 9,627	△ 14,149
10	歳入合計	12,256,000	12,318,670	11,982,990	11,764,086	△ 491,914	△ 218,904

行 番 号	歳 出	令和7年度			令和8年度 予算額（案） C	予算 増減 C-A	令和7年度決算 見込みとの差額 C-B
		予算額（当初） A	予算額 （補正後）	決算見込額 B			
11	総務費	97,696	97,696	87,861	86,962	△ 10,734	△ 899
12	保険給付費	8,948,255	8,948,255	8,597,788	8,662,681	△ 285,574	64,893
13	国民健康保険事業費納付金	3,054,701	3,054,701	3,054,701	2,866,308	△ 188,393	△ 188,393
14	共同事業拠出金	1	1	0	0	△ 1	0
15	保健事業費	137,241	137,241	135,466	127,282	△ 9,959	△ 8,184
16	基金積立金	25	62,393	60,724	640	615	△ 60,084
17	その他の支出	18,081	18,383	8,352	20,213	2,132	11,861
18	歳出合計	12,256,000	12,318,670	11,944,892	11,764,086	△ 491,914	△ 180,806

19	歳入歳出差引	0	0	38,098	0		
20	※単年度実質収支			18,151	△ 40,361		
21	基金残高			284,106			

※歳入歳出差引から赤字及び黒字要素である繰越金、基金積立金、基金繰入金を除く

■ 報告事項（3）

令和8年度税制改正大綱等に係る国民健康保険税の課税限度額について

1 令和8年度税制改正大綱

令和7年12月26日付で閣議決定した内容

令和8年度税制改正大綱【抜粋】

国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

①基礎課税額に係る課税限度額を67万円（現行：66万円）に引き上げる。

②子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、令和8年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずる。

2 国からの通知等

令和7年12月26日付 厚生労働省 通知

都道府県及び市町村における令和8年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項について【抜粋】

別紙第1の1

国民健康保険料（税）の基礎賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額については、現行の66万円から67万円に1万円引き上げ、後期高齢者支援金等賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額については、現行の26万円、介護納付金賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額は現行の17万円を据え置きとし、令和8年度から施行される子ども・子育て支援納付金賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額を3万円とする。

3 政令における国民健康保険税課税限度額の推移

年 度	国（法定課税限度額）				
	医療分	後期高齢分	介護分	子ども分	計
令和3年度	63万円	19万円	17万円	/	99万円
令和4年度	65万円	20万円	↓		102万円
令和5年度	↓	22万円	↓		104万円
令和6年度	↓	24万円	↓		106万円
令和7年度	66万円	26万円	↓		109万円
令和8年度	67万円	↓	↓		3万円

※令和8年度は、「令和8年度税制改正大綱」及び「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令」の内容を反映

■ 協議事項（１） 江別市国民健康保険税の課税限度額について

（案）

令和８年１月 日

江別市長 後藤 好人 様

江別市国民健康保険運営協議会
会長 齋藤 嘉孝

答 申 書

令和７年１２月１６日付け７国年第１９７－１号で諮問のあった江別市国民健康保険税の課税限度額について、下記のとおり答申します。

記

1 国民健康保険税の課税限度額

令和８年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、国民健康保険税を適正に課税するため、地方税法施行令に基づいた課税限度額の設定が必須である。

併せて、江別市ではこれまで、従来の課税区分の課税限度額について政令施行の翌年度に改定してきたが、子ども・子育て支援金課税額の課税限度額と年度のずれが生じること、また、令和１２年度には、全道統一保険料となり、課税限度額も統一する必要があることから、この機会に改正政令の施行に遅滞なく課税限度額を設定することが望ましいと考える。

以上のことから、改正政令に基づき、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を３万円とし、基礎課税額の課税限度額を６５万円から６７万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を２４万円から２６万円に改定することが必要であると考えます。

2 適用時期

令和８年度分の国民健康保険税から適用することが適当と考える。

■ 協議事項（2）国民健康保険税の税額について

納付金確定額に基づく税額改定試算

改定内容
 医療分・後期高齢分・介護分 ⇒ 調整 (基金4100万円を税額低減に活用)
 子ども分 ⇒ 新設 (統一保険料率)

(単位：%、円)

区分	医療分			後期高齢分			介護分			子ども分			合計			
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割額
R7	8.69	27,100	26,800	2.72	7,600	7,500	2.06	7,500	4,000				13.47	42,200		38,300
R8	8.03	26,900	26,500	2.21	7,400	7,300	1.78	6,900	4,700	100	1,000	1,000	12.31	42,200	100	39,500
差	▲ 0.66	▲ 200	▲ 300	▲ 0.51	▲ 200	▲ 200	▲ 0.28	▲ 600	700	100	1,000	1,000	▲ 1.16	0	100	1,200
標準保険料率	8.21	28,383	27,942	2.39	8,837	8,700	1.97	9,039	7,053	100	1,000	1,000	12.86	47,259	100	44,695
概算額時点	8.06	26,900	26,600	2.25	7,400	7,300	1.78	7,000	4,700	20	895	878	12.35	42,195	20	39,478

(単位：億円)

項目	令和7年度		令和8年度		備考
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	
a 必要な保険税	23.90	22.47	23.90	22.47	北海道通知
b 税込見込額	24.20	22.06	24.20	22.06	c+d+e+f
c (医療分)	(17.58)	(15.91)	(17.58)	(15.91)	税額低減
d (後期高齢分)	(5.24)	(4.40)	(5.24)	(4.40)	税額低減
e (介護分)	(1.38)	(1.19)	(1.38)	(1.19)	所得割率及び均等割額低減、 平等割増額
f (子ども分)		(0.55)		(0.55)	新設 (統一保険料率)
g 余剰額・不足額	0.30	▲ 0.41	0.30	▲ 0.41	b-a
h 賦課割合 (応能：応益)	48:52	47:53	48:52	47:53	
基金繰入額	0.18	0.41	0.18	0.41	不足額を補填
年度末基金残高	2.84	2.73	2.84	2.73	

所得及び世帯ごとの保険税比較（年額）

所得金額 (万円)	1人世帯			2人世帯			3人世帯			軽減区分							
	介護なし			介護あり2人			介護あり2人										
	現行 税額	改定 税額	比較	現行 税額	改定 税額	比較	現行 税額	改定 税額	比較								
0~43	98	103	400	24,000	24,400	400	31,100	31,500	400	36,800	37,000	200	47,100	47,600	500	7割	
60	125	120	▲900	63,000	61,700	▲1,300	71,100	70,600	▲500	84,100	82,800	▲1,300	101,500	100,500	▲1,000	5割	
80	145	143	▲2,300	114,100	110,800	▲3,300	94,000	91,600	▲2,400	111,100	107,400	▲3,700	128,500	125,200	▲3,300	5割	
110	175	183	▲4,700	170,700	164,200	▲6,500	159,300	154,900	▲4,400	188,300	181,600	▲6,700	168,800	161,500	▲7,300	5割	
130	197	210	▲6,500	197,600	188,700	▲8,900	182,200	176,000	▲6,200	215,300	206,200	▲9,100	195,800	186,600	▲9,200	5割	
150	226	236	▲8,200	224,500	213,400	▲11,100	204,900	197,000	▲7,900	242,100	230,800	▲11,300	269,900	259,100	▲10,800	2割	
200	298	303	▲12,800	291,900	274,800	▲17,100	282,800	270,700	▲12,100	334,100	317,100	▲17,000	337,300	320,600	▲16,700	2割	
250	368	370	▲17,000	359,200	336,500	▲22,700	339,800	323,500	▲16,300	401,400	378,800	▲22,600	436,100	414,200	▲21,900	2割	
300	430	433	▲21,600	426,600	397,900	▲28,700	396,900	376,000	▲20,900	468,800	440,200	▲28,600	503,500	475,600	▲27,900	2割	
400	555	552	▲30,400	561,300	521,000	▲40,300	511,000	481,300	▲29,700	603,500	563,300	▲40,200	638,200	598,700	▲39,500	2割	
500	678	669	▲39,200	696,000	644,100	▲51,900	625,100	586,600	▲38,500	738,200	686,400	▲51,800	772,900	721,800	▲51,100	なし	
600	790	785	▲48,000	830,700	767,200	▲63,500	739,200	691,900	▲47,300	872,900	809,500	▲63,400	907,600	844,900	▲62,700	なし	
700	895	890	▲56,800	965,400	890,300	▲75,100	851,400	797,200	▲54,200	1,005,700	932,600	▲73,100	1,013,300	968,000	▲45,300	なし	
800	995	995	▲3,900	1,038,400	1,013,400	▲25,000	878,600	884,400	5,800	1,048,600	1,037,600	▲11,000	1,056,200	1,046,100	▲10,100	なし	
世帯数 (全体 14,732世帯)				9,722							3,976				688		
割合				65.99%							26.99%				4.67%		

※全ての加入者が18歳以上と設定。

・ 全体で前年比平均約▲4.5%。

・ 所得割がない世帯（所得0～43万円）では、増額。

モデルケースにおける国保税（年額）の新旧比較

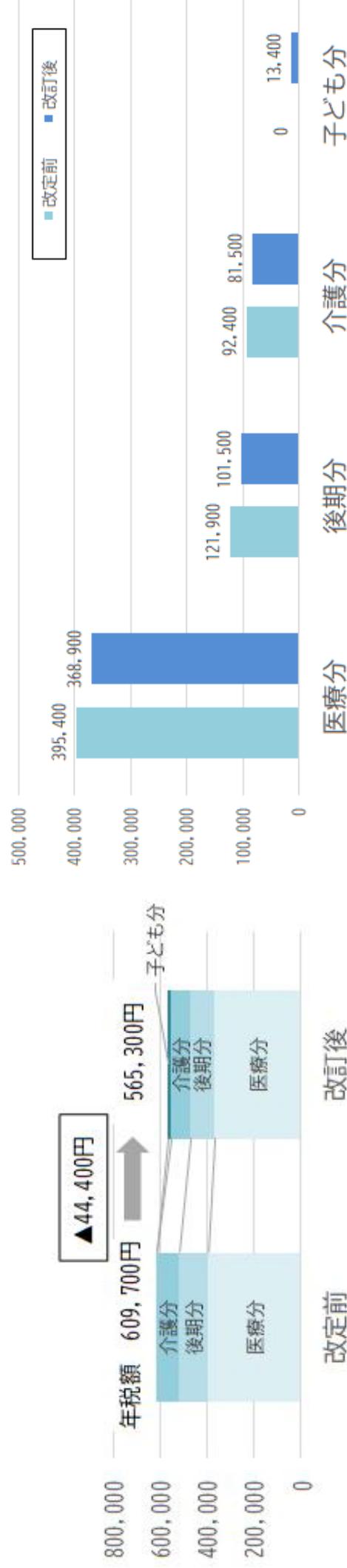
例1 40～64歳 単身

給与所得 436万円（給与収入600万円）

介護分加算 1人 (※) 436万円（所得）－43万円（基礎控除）＝393万円

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	341,517円 393万円 (※) × 8.69%	106,896円 393万円 (※) × 2.72%	80,958円 393万円 (※) × 2.06%
均等割	27,100円 27,100円 × 1人	7,600円 7,600円 × 1人	7,500円 7,500円 × 1人
平等割	26,800円 26,800円 × 1世帯	7,500円 7,500円 × 1世帯	4,000円 4,000円 × 1世帯
小計 (百円未満切捨て)	395,400円	121,900円	92,400円
合計 (年税額)	609,700円		

医療分	後期分	介護分	子ども分
315,579円 393万円 (※) × 8.03%	86,853円 393万円 (※) × 2.21%	69,954円 393万円 (※) × 1.78%	11,397円 393万円 (※) × 0.29%
26,900円 26,900円 × 1人	7,400円 7,400円 × 1人	6,900円 6,900円 × 1人	1,000円 1,000円 × 1人
26,500円 26,500円 × 1世帯	7,300円 7,300円 × 1世帯	4,700円 4,700円 × 1世帯	100円 100円 × 1人
368,900円	101,500円	81,500円	13,400円
565,300円			



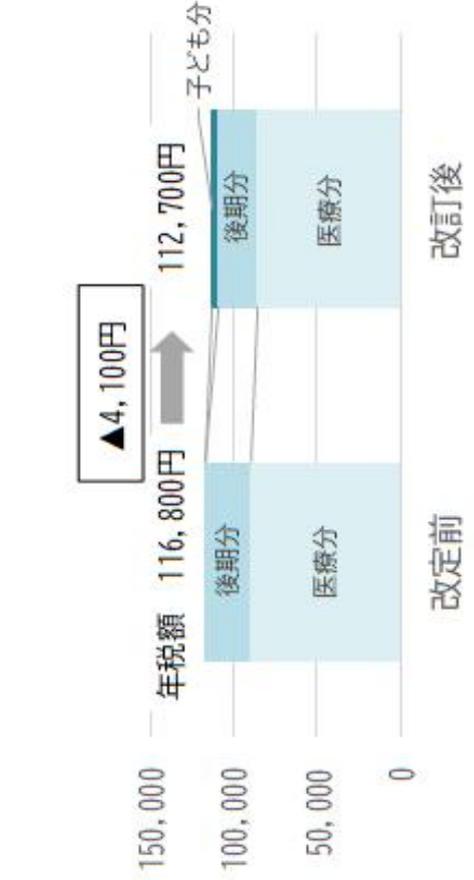
例2 70代夫婦

夫：所得 100万円（年金収入 210万円） ※5割軽減
 妻：所得 0円
 介護分加算 なし (※) 100万円（所得） - 43万円（基礎控除） = 57万円

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	49,533円 <small>57万円 (※) × 8.69%</small>	15,504円 <small>57万円 (※) × 2.72%</small>	加算なし
均等割 (5割軽減)	27,100円 <small>27,100円 × 2人 × 0.5</small>	7,600円 <small>7,600円 × 2人 × 0.5</small>	加算なし
平等割 (5割軽減)	13,400円 <small>26,800円 × 1世帯 × 0.5</small>	3,750円 <small>7,500円 × 1世帯 × 0.5</small>	加算なし
小計 (百円未満切捨て)	90,000円	26,800円	
合計 (年税額)	116,800円		



医療分	後期分	介護分	子ども分
45,771円 <small>57万円 (※) × 8.03%</small>	12,597円 <small>57万円 (※) × 2.21%</small>		1,653円 <small>57万円 (※) × 0.29%</small>
26,900円 <small>26,900円 × 2人 × 0.5</small>	7,400円 <small>7,400円 × 2人 × 0.5</small>	加算なし	1,000円 <small>1,000円 × 2人 × 0.5</small>
13,250円 <small>26,500円 × 1世帯 × 0.5</small>	3,650円 <small>7,300円 × 1世帯 × 0.5</small>		100円 <small>100円 × 2人 × 0.5</small>
85,900円	23,600円		500円 <small>1,000円 × 1世帯 × 0.5</small>
112,700円			



■ 改定前 ■ 改訂後

例3 40代夫婦、10代の子1人(12歳)

夫 : 所得 200万円 (給与収入 297万円) ※2割軽減
 妻・子 : 所得 0円
 介護分加算 2人 (※) 200万円 (所得) - 43万円 (基礎控除) = 157万円

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	136,433円 <small>157万円(※)×8.69%</small>	42,704円 <small>157万円(※)×2.72%</small>	32,342円 <small>157万円(※)×2.06%</small>
均等割 (2割軽減)	65,040円 <small>27,100円×3人×0.8</small>	18,240円 <small>7,600円×3人×0.8</small>	12,000円 <small>7,500円×2人×0.8</small>
平等割 (2割軽減)	21,440円 <small>26,800円×1世帯×0.8</small>	6,000円 <small>7,500円×1世帯×0.8</small>	3,200円 <small>4,000円×1世帯×0.8</small>
小計 (百円未満切捨て)	222,900円	66,900円	47,500円
合計 (年税額)	337,300円		



医療分	後期分	介護分	子ども分
126,071円 <small>157万円(※)×8.03%</small>	34,697円 <small>157万円(※)×2.21%</small>	27,946円 <small>157万円(※)×1.78%</small>	4,553円 <small>157万円(※)×0.29%</small>
64,560円 <small>26,900円×3人×0.8</small>	17,760円 <small>7,400円×3人×0.8</small>	11,040円 <small>6,900円×2人×0.8</small>	1,600円 <small>1,000円×2人×0.8</small>
21,200円 <small>26,500円×1世帯×0.8</small>	5,840円 <small>7,300円×1世帯×0.8</small>	3,760円 <small>4,700円×1世帯×0.8</small>	800円 <small>1,000円×1世帯×0.8</small>
211,800円	58,200円	42,700円	7,100円
319,800円			

